

第 17 号議案

令和元年度舞鶴市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度舞鶴市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年 9月 3日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

債務負担行為補正(変更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
清掃事務所第一工場整備事業費	令和元年度から 令和5年度まで	3,570,000 千円

補 正 後	
期 間	限 度 額
令和元年度から 令和5年度まで	3,800,000 千円

補正予算（第3号）債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末まで

事 項	区 分	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
			期 間	金 額
清掃事務所第一工場 整備事業費	補正前	3,570,000	—	—
	補正後	3,800,000	—	—

の支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		特 定 財 源			
期 間	金 額	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
令和元年度から 令和5年度まで	3,570,000	1,785,002	1,606,200	—	178,798
令和元年度から 令和5年度まで	3,800,000	1,900,000	1,709,800	—	190,200